

## 障害の告知について

県教育委員会教育委員（医師）

宇野 正章

発達障害の告知については、さまざまな考え方がありますが、その目的の一つは、本人が長所や短所など自分の特徴を理解し、自信をもって前向きに生活することができるようになることです。発達障害の人は、集団場面でうまく行動できず叱られたりすることで、自信を無くしてしまうことがよくあります。告知をすることで、これまで本人が困っていた原因が何なのか、またどうすればもっとうまく対応できるのかが分かり、改めて自分を見つめ直し理解するきっかけになる場合があります。ただし、告知をすることは、決してよいことばかりではなく、障害を知らされることで子どもが自信を失ったり、様々な不利益をもたらす可能性もあります。告知は、いつ、どのように、だれが伝えるのか、その必要性の判断などについて明確な基準はありません。一人ひとりの状況を総合的に勘案する必要があるのは言うまでもありませんが、望ましい告知のあり方について的一般的な注意点を以下にまとめます。

### 1. 告知の時期

(1) 本人が自分の障害に気づいていて、告知に関わる内容を肯定的に理解できる年齢になっている。

(2) 保護者が子どもの特性や支援の方法を共通理解している。

(3) 学校において、理解と支援が得られる環境にある。

(4) 進学の前後などの環境の大きな変化がなく安定した生活ができる。

### 2. どのように伝えるか

(1) これらの特性は先天的な脳の働きの偏りであるが、加齢、学習や経験によって変わり得る部分があること。

(2) こだわりなどよくないと思われる特性が長所になることがあります、特性を生かすことが大切であること。

(3) 障害があつても特性を生かして自立することは可能であり、肯定的な言葉で伝えること。

(4) 自分の苦手なことやわからないことで困ったことがあったときには、周囲に助けを求めるべきこと。

(5) 同じ診断名でも、知的能力、性格や得意・不得意は千差万別であり、健常者と明確な区別ができるものではなく、すべての人は多かれ少なかれ同じような特性を持っていること。

(6) 文字などで視覚的に伝えるほうがよい場合があること。

### 3. その他

特性とその対応を伝えるだけにとどめるか、あるいは障害名を伝えるかは、年齢や障害の程度などさまざまな状況を判断して選択すべきです。必ずしもすべての子どもを診断し本人に伝えればいいものではありません。伝える内容は、医療・保健・教育・福祉・法律などに関する生涯を見通した幅広い情報であることが必要であり、医師から診断名を伝えられることは告知の一部にしかすぎません。教師やソーシャルワーカーなどの専門家や保護者の長期にわたる子どもの成長への支援そのものが告知と言えます。

また、告知された診断名が同じでも教育的なニーズは人それぞれに異なり、教育的な支援を受けるために診断や告知が必要なわけではありません。子どもの特性やその対処法を伝えることは、障害の有無にかかわらずすべての子どもたちに必要なことです。一方、障害診断名の告知はすべての発達障害の子どもに一律に行うものではありません。長期にわたる支援の中でかかわる支援者と相談しながら慎重に告知する必要があります。障害の告知が子どもの長い人生でメリットがあるかどうかを考え、保護者が情報収集し、納得したうえで判断することが大切だと思われます。



## 特別支援教育

### 「障害」に向き合うこと



特別支援学校の学習指導要領には「自立活動」という特別の指導領域が設けられており、小・中学校の特別支援学級でも取り入れて指導することができます。

この「自立活動」の指導では、日常生活や学習場面等で生じるつまずきや困難(性)を、子ども自身が主体的に改善・克服していくよう必要な知識、技能、態度および習慣を養っていきます。

特に、その指導の一つである「心理的な安定」では、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する」という項目があり、子どもたちが自分自身の障害の状態を理解し、受容することで、積極的に自らの障害に向き合おうとする意欲の向上をめざしています。

ご家庭でもこうした指導を参考に、まずは、ご家族がしっかりとお子さまの障害に向き合い、お子さまを支えつつ、普段のくらしの中での経験を重ね、将来の自立と社会参加につなげていっていただきたいと思います。

問合せ先 学校支援課 ☎077-528-4643